

第 1 章 公共施設白書について

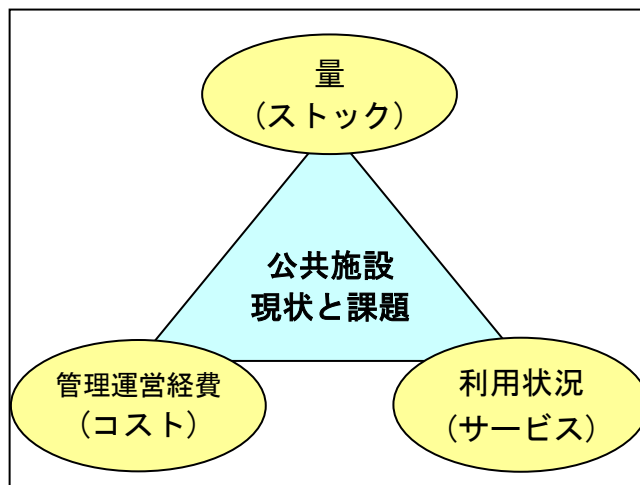


第1章 公共施設白書について

1 公共施設白書の位置付け

この白書は、本市の公共施設の現状を「量(ストック)」、「管理運営経費(コスト)」、「利用状況(サービス)」の三つの視点からとらえ、それらの調査・分析結果や評価とともに、管理運営面における課題を明らかにしたものです。

また、この白書の特徴の一つに、白書作成以前には詳細が公開される機会の少なかった公共施設のコストに関する情報等を積極的に公開し、施設所管部局の枠を超えて横断的な比較を行えるようにしていることが挙げられます。



公共施設は、市民が利用するために、市民や議会の意見を聞きながら行政が整備し、管理運営を行っているものですが、税や使用料の負担、管理運営への協力や参画など、施設を支えているのもまた市民です。

コスト情報を積極的に公開する理由は、住民の高齢化と人口減少が進む中で、公共施設で提供するサービスのうち真に必要となるサービスを、将来にわたり持続可能なものとしていくためには、公共施設を利用し、また支えている多くの市民が行政とともに、公共施設の将来のあるべき姿を考えていく必要があると考えたからです。

公共施設白書は、初版を平成 21 年(2009 年)10 月に策定し、平成 25 年(2013 年)5 月の改定後、隔年で改定してきており、施設の現状を把握するための資料として活用しています。

2 白書で取り上げる公共施設等

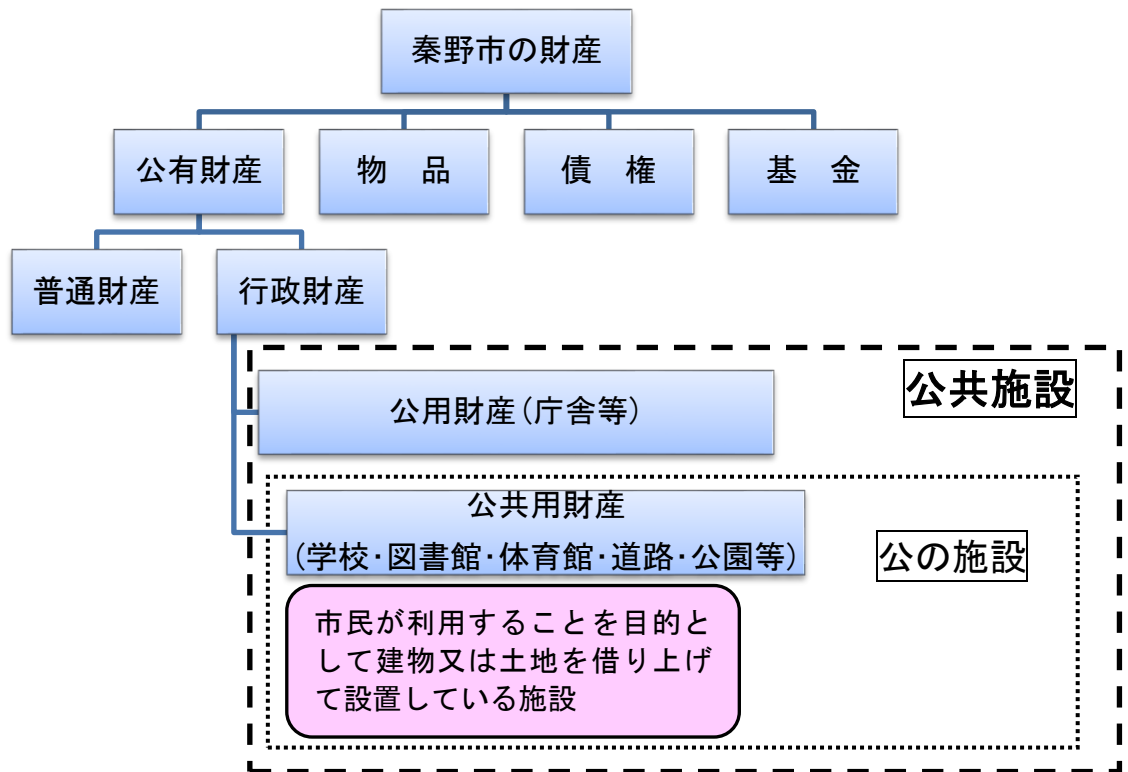
地方自治体が所有し、管理する財産は、地方自治法に基づき、次図のように分類されます。

また、「公有財産」とは、本市が所有していることを前提にしたものですが、本市が管理・運営を行う施設の中には、私有の建物又は土地を借り上げて設置しているものもあります。

地方自治法上では、これらの施設も含めて、「住民の福祉を増進する目的をも

ってその利用に供する施設」を総称し、「公の施設」としてその管理・運営に関して規定していますが、いわゆる「公共施設」とは、次図の点線内の財産のことをいいます。

【公共施設の法体系上の位置付け】



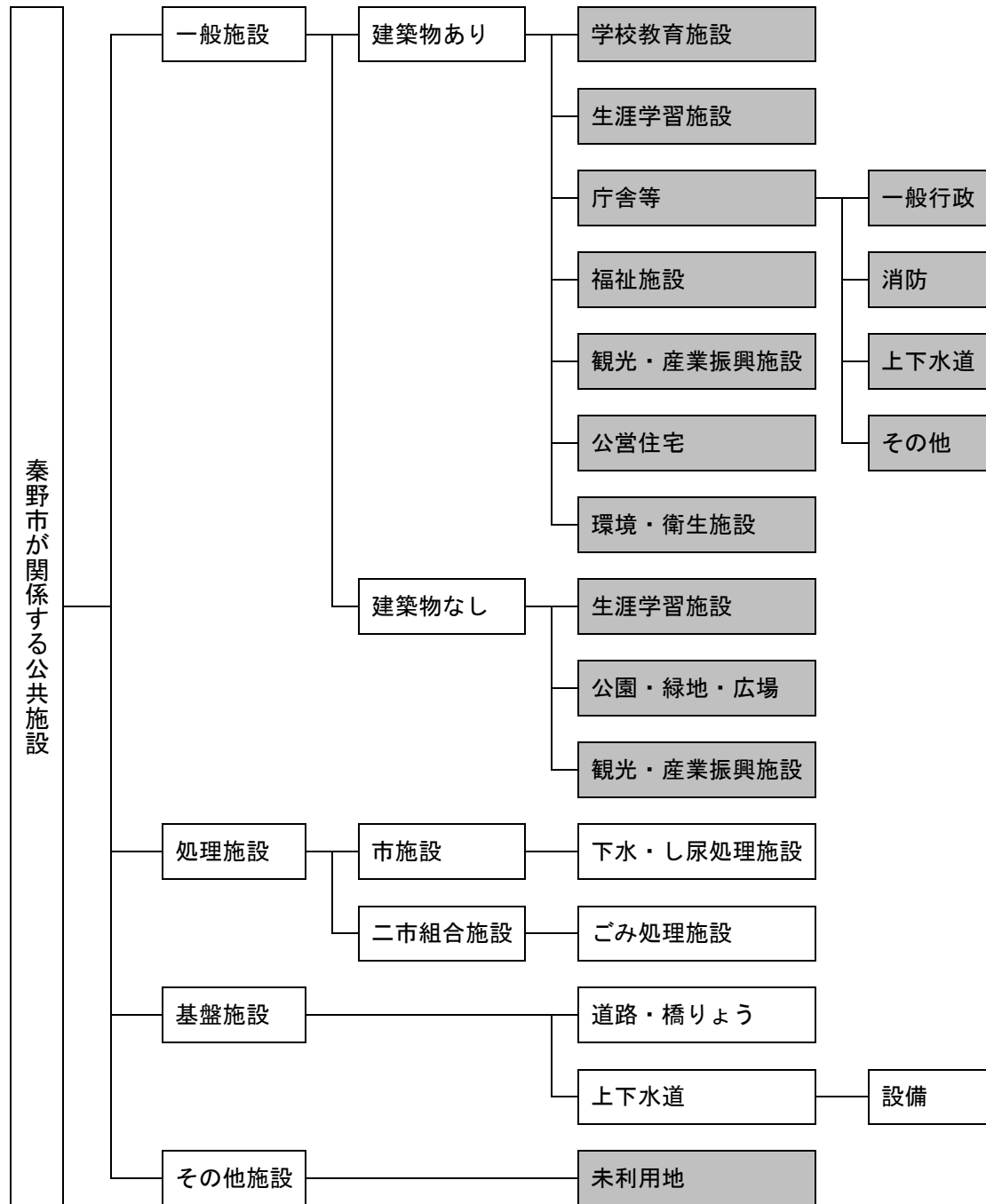
また、本市が関係する「公共施設」について、その態様と建築物の有無から分類すると、次図のとおりとなります。

「秦野市公共施設白書」は、市民の利用する教育関係施設や福祉施設、行政サービスを提供する市庁舎や消防署等の公共施設(令和 6 年(2024 年)3 月 31 日現在 505 施設)を対象として作成したものであり、道路や橋りょう、上下水道の基盤施設、ごみ収集所等の小規模な施設及び管理運営費が軽微である倉庫は、除いています。

なお、本書において、割合等を示した図表等の数値は、四捨五入により、その合計が 100 パーセントにならない場合があります。



【本市が関係する公共施設の分類】



なお、該当する公共施設のうち、本書で取り上げた「公共施設」の詳細な分類及び名称等については、次図に表すとおりです。



【白書で取り上げる公共施設】

白書で取り上げる公共施設	学校教育施設	義務教育施設	小学校・中学校
		その他の施設	幼稚園・教育支援教室・訪問型個別支援教室 学校給食センター・はだのE-LAB
	生涯学習施設	公民館等	公民館・ほうらい会館
		青少年用施設	児童館・曲松児童センター はだのこども館・表丹沢野外活動センター
		文化・芸術施設	クアーズテック秦野カルチャーホール・図書館 はだの歴史博物館・宮永岳彦記念美術館
		スポーツ・健康施設	カルチャーパーク・NITTANパークおおね・サンライフ鶴巻 スポーツ広場・中野健康センター・はだの丹沢クライミングパーク
	庁舎等	本庁舎等	本庁舎・西庁舎及び東庁舎等 連絡所・環境資源センター
		消防庁舎等	消防庁舎・消防団車庫待機室
		その他の施設	市民活動サポートセンター・放置自転車保管場所 秦野駅北口自転車駐車場・自治会館
	福祉施設	保育・子育て支援施設	保育所・児童ホーム・ぽけっと21
		高齢者用施設	広畑ふれあいプラザ・末広ふれあいセンター 老人いこいの家
		その他の施設	保健福祉センター・こども家庭支援課
	観光・産業振興施設	弘法の里湯・名水はだの富士見の湯・田原ふるさと公園・里山ふれあいセンター・ 駐車場・ヤビツ峠レストハウス	
	公営住宅		
	公園・緑地等	公園緑地・くずはの家・蓑毛自然観察の森・緑水庵	
	上下水道施設	上水道施設（倉庫及び公園） 下水道施設（浄水管理センター）	
	低・未利用地		